

四国大学大学院学則

制定	平成11年 4月 1日	
改正	平成12年 4月 1日	平成13年 4月 1日
	平成14年 4月 1日	平成15年 4月 1日
	平成15年 5月27日	平成16年 4月 1日
	平成17年 4月 1日	平成17年 5月26日
	平成17年11月28日	平成18年 4月 1日
	平成19年 4月 1日	平成20年 4月 1日
	平成21年 4月 1日	平成22年 4月 1日
	平成23年 4月 1日	平成24年 4月 1日
	平成24年10月 1日	平成24年10月29日
	平成25年 4月 1日	平成27年 4月 1日
	平成28年 4月 1日	平成29年 4月 1日
	平成30年 4月 1日	令和2年 4月 1日
	令和2年 9月25日	令和2年 11月27日
	令和3年 4月 1日	令和4年 4月 1日
	令和5年 4月 1日	

第1章 目的及び使命

第 1 条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

第 2 条 本学に大学院を置く。

第 3 条 大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第7条第3項に規定する前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第 3 条の2 大学院に文学研究科、経営情報学研究科、人間生活科学研究科及び看護学研究科を置く。

(1) 文学研究科は、広い国際的視野と日本文化の伝統を踏まえた精神性豊かな知識を基盤とし、精深で高度な学識と研究能力を培い、生涯にわたる学習支援と研究が続けられる高度な専門的職業人の養成及び社会人の再教育等を行うことを目的とする。

(2) 経営情報学研究科は、企業経営、公共経営及び情報の各分野、さらにこれらを融合した分野での研究と教育を通じて、高度の専門的学識と研究能力を有する研究者の養成とともに、視野の広い多方面に適応できる高度な専門的職業人の養成及び社会人の再教育等を行うことを目的とする。

(3) 人間生活科学研究科は、健康で良好な質の高い人間生活実現のために、人間発達と健康生活に関わる専門的かつ学際的知識を持つ高度な専門的職業人の養成及び社会人の再教育等を行うことを目的とする。

(4) 看護学研究科は、高い倫理観と明確な看護観を基盤に、高度な知識・技術に基づく看護を提供することにより、看護の諸現場でリーダーシップを発揮して地域社会に貢献できる高度な専門的職業人の養成及び社会人の再教育等を行うことを目的とする。

2 大学院の研究科に次の専攻及び課程を置く。

文学研究科	日本文学・書道文化専攻	修士課程
	国際文化専攻	修士課程
経営情報学研究科	経営情報学専攻	博士課程
人間生活科学研究科	人間生活科学専攻	修士課程
看護学研究科	看護学専攻	修士課程

第 4 条 大学院に教育研究上必要な教員及びその他の職員を置く。

第3章 研究科委員会

第 5 条 大学院に研究科長を置く。

第 6 条 大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会については、別に定める。

第4章 修業年限、在学期間及び収容定員

第 7 条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第 8 条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

第 9 条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期(修士)課程		博士後期課程		総収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	日本文学・書道文化専攻	6人	12人			20人
	国際文化専攻	4人	8人			
経営情報学研究科	経営情報学専攻	15人	30人	3人	9人	39人
人間生活科学研究科	人間生活科学専攻	10人	20人			20人
看護学研究科	看護学専攻	8人	16人			16人
計		43人	86人	3人	9人	95人

第5章 学年、学期及び休業日

第 10 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 11 条 学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前学期 4月1日から9月23日まで

(2) 後学期 9月24日から翌年3月31日まで

第 12 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 四国大学の創立記念日 11月4日
- (4) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月9日まで
- (6) 学年末休業 3月17日から3月31日まで

2 四国大学長（以下「学長」という。）は、必要があると認めた場合は、その都度、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、休業日でも授業等をさせることができる。

第6章 入学、休学、復学、退学、 転学、留学、除籍及び復籍等

第 13 条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、後期の初めにおいても、入学させることができる。

第 14 条 大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条による大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

2 前項の規定にかかわらず、看護学研究科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 看護系4年制大学を卒業した者
- (2) 看護学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許に関わる3年以上の実務経験を有する者

3 大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 修士の学位又は専門職学位に相当する外国の学位を有する者
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第 15 条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、特別の事情があって検定料の免除を申請した者については、学長は、別に定めるところにより、検定料を免除することができる。

第 16 条 入学志願者については、選抜試験を行い、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

第 17 条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続きをしなければならない。ただし、特別の事情があって入学料の免除を申請した者については、学長は、別に定めるところにより、入学料を免除又は徴収を猶予することができる。

第 18 条 学長は、前条に定める手続きを経た者に対し入学を許可する。

第 19 条 大学院に転入学を志願する者は、欠員がある場合に限り、学長は、これを許可することがある。

2 転入学の場合は、第15条から第18条までの規定を準用する。

3 転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位並びに在学すべき年数等の取り扱いについては、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

4 本条に定めるもののほか転入学に関し、必要な事項は別に定める。

第 19 条の2 大学院を正当な理由で退学した者が、退学後2年以内に再入学を願出たときは、学長は、これを許可することがある。

2 前項の規定に関わらず、第33条第3項に規定する修了要件のうち博士課程論文審査及び最終試験以外の修了要件を満たして退学した者が、博士論文を提出するため退学後3年以内に再入学を願出たときは、学長は、これを許可することがある。

3 本条に定めるもののほか再入学に関し、必要な事項は別に定める。

第 20 条 疾病その他の理由により2月以上修学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願出で、その許可を受けて休学をすることができる。

2 疾病のため就学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。

第 21 条 休学は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

2 休学期間は、原則として博士前期課程にあつては通算2年、博士後期課程にあつては通算3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 22 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学をすることができる。

2 第20条第2項の規定により休学を命じられた者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添え学長に願出で、その許可を受けなければならない。

第 23 条 学生が退学又は他の大学院へ転学しようとするときは、理由書を添え学長に願出で、その許可を受けなければならない。

第 24 条 大学院が教育上有益と認めたとときに限り、外国の大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て当該大学院に留学することができる。

2 前項の留学生については、この留学期間は1年を限度として第7条の修業年数に含むものとし、第8条の規定の適用にあたっては、この留学期間を大学院の在学期間とみなす。

第 25 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、催告してもなお納付しない者
- (2) 第 8 条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第 21 条第 2 項に定める休学期間を超えた者
- (4) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了までに復学、休学延長又は退学のいずれかの願い出もしない者

2 前項第 1 号の規定により除籍となった者が、除籍後 2 年以内に当該除籍の事由となった授業料等を納付して復籍を願い出たときは、学長は、これを許可することがある。

3 本条に定めるもののほか、復籍については別に定める。

第 7 章 教育課程及び履修方法

第 26 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項の授業及び研究指導については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業及び研究指導を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 27 条 大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第 28 条 大学院において開設する授業科目及び単位数は、修士課程及び博士前期課程については別表第 I (1)～(5)、博士後期課程については別表第 II のとおりとする。

第 29 条 学生は、研究科委員会の別に定める履修方法により、その在学中に所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第 30 条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位授与、成績評価については本学学則第 34 条の規定を準用する。

第 30 条の 2 大学院において、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、本学学則第 34 条第 2 項各号に規定する基準を考慮して、研究科委員会が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

第 31 条 学生は、研究科委員会が教育上有益と認めた場合には、別に定める他の大学院と協議のうえ、当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第 24 条の留学の場合に準用する。

第 32 条 学生が本学の大学院に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目の修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科委員会の議を経て、本学の大学院入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、大学院において修得したものとみなすことのできる単位は、15 単位を超えないものとする。

3 前 2 項並びに前条第 2 項及び第 3 項により本学において修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、合わせて 20 単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項により学生が本学の大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を研究科委員会の議を経て、本学の大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第32条の2 本学学生（博士後期課程を除く。）が、第7条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり計画的に授業科目を履修することを希望する旨申し出たときは、当該研究科委員会の議を経て、学長は、長期履修学生としてその計画的な履修を許可することができる。

2 長期履修学生については、別に定める。

第32条の3 本学は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第8章 課程修了の認定等

第33条 修士課程又は博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上（看護学研究科において助産師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち別に定める科目の単位を含む61単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた成績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士前期課程において、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

3 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査に関し、必要な事項は別に定める。

4 第1項及び第2項の規定により当該課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

文学研究科	日本文学・書道文化専攻	修士(文学)
	国際文化専攻	修士(文学)
経営情報学研究科	経営情報学専攻	修士(経営情報学)
人間生活科学研究科	人間生活科学専攻	修士(人間生活科学)
看護学研究科	看護学専攻	修士(看護学)

5 博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格するものとし、その者に対しては、博士（経営情報学）の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

6 本学大学院の博士後期課程を経ない者が、学位論文を提出してその審査と試験に合格し、本学大学院の博士後期課程を修了して学位を授与された者と同等以上の学力を有することを確認されたときは、本学学位規則の定めるところにより、その者に博士の学位を授与することができる。本学大学院の博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士論文を提出した時も同様とする。

7 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

第 33 条の2 本学大学院の各研究科・専攻において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻・課程	免許状の種類	免許教科
文学研究科	日本文学・書道文化専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語 国語 書道
	国際文化専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語 英語
経営情報学研究科	経営情報学専攻 (博士前期課程)	高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	商業 情報
人間生活科学研究科	人間生活科学専攻 (修士課程)	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	保健 保健
看護学研究科	看護学専攻 (修士課程)	高等学校教諭専修免許状	看護

2 前項の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

第 34 条 学校、企業、公共団体等から、大学院における特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、研究科委員会で選考の上、学長は、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生については、別に定める。

第 35 条 大学院の学生以外の者で、大学院が開設する授業科目を履修することを希望する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生については、別に定める。

第 36 条 研究科委員会においてあらかじめ他の大学院と協議して、双方の承認が得られたとき、他の大学院又は外国の大学院学生で、本学の大学院の特定の授業科目を履修しようとする者に対しては、学長は、これを特別聴講生として聴講を許可することがある。

2 特別聴講生については、別に定める。

第 37 条 大学院入学資格と同等以上の学力を持つ外国人留学生に対しては、特別に選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、別に定める。

第10章 検定料、入学料、授業料等

第 38 条 大学院の検定料、入学料、授業料等は、別表第Ⅲに掲げるとおりとする。

2 前項に規定する検定料、入学料、授業料等の納入時期及び徴収の方法等については、本学学則第44条から第46条までの規定を準用する。

第 39 条 休学、停学、退学及び除籍された者並びに特別の事情がある者の授業料等の免除又は徴収方法については、本学学則第47条から第50条までの規定を準用する。

第 1 1 章 賞 罰

第 40 条 大学院学生のうち特に学業人物ともに優秀と認められる者に対しては、研究科委員会の議を経て表彰することがある。

第 41 条 次の各号の一に該当する者に対しては、学長は、研究科委員会の議を経て懲戒を行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

3 前項に規定する停学の期間は、第8条に規定する在学期間を含め、第7条に規定する修業年限に含めないものとする。ただし、停学期間が1か月未満の場合には、修業年限に含めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 2 章 準 用 規 則

第 42 条 この学則に定めるもののほか、必要な事項については、本学の学則を準用する。

附 則

本大学院学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 第9条中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成11年度は15人とする。

附 則

本大学院学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第38条別表第Ⅲの授業料の額については、平成11年度以降に入学した者から適用する。

附 則

本大学院学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

2 第9条中総収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成13年度は33人、平成14年度は36人とする。

附 則

本大学院学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本大学院学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

2 第9条中総収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成15年度は49人とする。

- 3 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本大学院学則の改正は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

本大学院学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本大学院学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本大学院学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条第3項、第14条第1項第4号から第7号まで及び第2項第1号から第6号まで、別表第Ⅲの改正規定は、平成17年5月26日から施行し、第14条第1項第2号及び第6号から第8号までの改正規定は、平成17年11月28日から施行する。

- 2 第9条中総収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成18年度は69人とする。
- 3 別表第Ⅰ(2)、(3)及び別表第Ⅱの改正規定は、本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本大学院学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本大学院学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 別表第Ⅰ(3)、(4)及び別表第Ⅱの改正規定は、本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本大学院学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第28条別表第Ⅰの適用については、なお従前の例による。

附 則

本大学院学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 別表第Ⅲの改正規定は、平成22年度入学生から適用する。

附 則

本大学院学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本大学院学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月28日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年 5月30日改正)

本大学院学則の改正は、平成24年10月 1日から施行し、平成24年10月入学生から適用する。

附 則 (平成24年10月29日改正)

本大学院学則の改正は、平成24年10月29日から施行する。

附 則 (平成25年 2月28日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 第 9 条中総収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度は87人とする。

附 則 (平成26年 5月30日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年 9月26日改正)

本大学院学則の改正は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成27年 2月27日改正)

本大学院学則の改正は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成27年 9月30日改正)

本大学院学則の改正は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成28年 5月30日改正)

本大学院学則の改正は、平成29年 4月 1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

附 則 (平成28年11月25日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年11月27日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年 2月28日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 9月27日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年11月29日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和 2年 9月25日改正)

本大学院学則の改正は、令和 2年 9月25日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年11月27日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第28条別表第I(2)の改正は、令和3年4月1日から施行し、本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月26日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月27日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年10月29日改正)

本大学院学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月26日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年2月25日改正)

本大学院学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年11月28日改正)

- 1 本大学院学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

別表第Ⅰ 授業科目及び単位数

(1) 文学研究科 日本文学・書道文化専攻 修士課程

専門分野	授業科目名	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
日本文学・日本文化史	古代文学特論A		2	
	古代文学特論B		2	
	中世文学特論A		2	
	中世文学特論B		2	
	近世文学特論A		2	
	近世文学特論B		2	
	近代文学特論A		2	
	近代文学特論B		2	
	日本語学特論A		2	
	日本語学特論B		2	
	国語教育特論		2	
	文芸創作・評論特論		2	
	古代史特論		2	
	戦国時代史特論		2	
	中世・近世史特論		2	
	近代史特論		2	
	日本文学と書特論		2	
中国文学と書特論		2		
東洋文化と書特論		2		
文字学特論		2		
美学・美術史特論		2		
書道文化	書道芸術学特論		2	
	書道史特論（中国）		2	
	書道史特論（日本・朝鮮）		2	
	漢字書法特論A		2	
	漢字書法特論B		2	
	かな書法特論ⅠA		2	
	かな書法特論ⅠB		2	
	かな書法特論ⅡA		2	
	かな書法特論ⅡB		2	
	調和体書法特論		2	
	篆刻法特論		2	
	書写教育特論		2	
	書道教育特論		2	
	書道生涯学習特論		2	
デザイン書道特論		2		
文房四宝研究		2		
特別演習Ⅰ	2			
特別演習Ⅱ	2			
特別演習Ⅲ	2			
特別演習Ⅳ	2			
計	8	74		

(2) 文学研究科 国際文化専攻 修士課程

専門分野	授 業 科 目 名	必修科目 単 位 数	選択科目 単 位 数	備 考
文学・文化分野	西洋思想特論		2	
	国際文化特論		2	
	比較文学・文化特論		2	
	ジェンダー特論		2	
	英語文学特論Ⅰ（文学と歴史）		2	
	英語文学特論Ⅱ（フィクション）		2	
	英語文学特論Ⅲ（文学とメディア）		2	
	英語文学特論Ⅳ（児童文学）		2	
	中国語・中国文化特論		2	
	韓国語・韓国文化特論		2	
言語・コミュニケーション分野	言語学特論Ⅰ		2	
	言語学特論Ⅱ		2	
	英語学特論Ⅰ		2	
	英語学特論Ⅱ		2	
	異文化間コミュニケーション特論		2	
	英語音声学特論		2	
	Oral CommunicationⅠ		2	
	Oral CommunicationⅡ		2	
語学教育分野	日本語教育特論Ⅰ		2	
	日本語教育特論Ⅱ		2	
	日本語教育特論Ⅲ		2	
	英語教育特論Ⅰ		2	
	英語教育特論Ⅱ		2	
	小学校英語教育特論		2	
	特別演習Ⅰ	2		
	特別演習Ⅱ	2		
	特別演習Ⅲ	2		
	特別演習Ⅳ	2		
	計	8	48	

(3) 経営情報学研究科 経営情報学専攻 博士(前期)課程

専門分野	授業科目名	必修科目 単位数	選択科目 単位数	備考
企業経営学分野	経営学特論		2	
	経営史特論		2	
	経営管理特論		2	
	財務管理特論		2	
	会計学特論		2	
	管理会計特論		2	
	労務管理特論		2	
	経営戦略特論		2	
	国際経営特論		2	
	マーケティング特論		2	
	生産管理特論		2	
	スポーツビジネス特論		2	
	経済学特論		2	
	税法特論Ⅰ		2	
	税法特論Ⅱ		2	
	会社法特論		2	
金融特論		2		
公共経営学分野	地域経営特論		2	
	都市経営特論		2	
	地域行政課題特論		2	
	自治体財政特論		2	
	公会計特論		2	
	租税政策特論		2	
	公共経済学特論		2	
	地域経済政策特論		2	
	地方制度史特論		2	
	統計データ分析特論		2	
	統計学特論		2	
	まちづくり特論		2	
	情報学分野	経営情報システム特論		2
eビジネス特論			2	
人工知能(AI)特論			2	
数理情報学特論			2	
データサイエンス特論			2	
コンピュータアーキテクチャ特論			2	
組み込みシステム特論			2	
映像メディア通信・信号処理特論			2	
ソフトウェア特論			2	
データベース特論			2	
情報ネットワーク特論			2	
情報セキュリティシステム特論			2	
画像処理特論			2	
コンピュータグラフィックス特論			2	
コンピュータシミュレーション特論			2	
メディア創造特論		2		
特別演習Ⅰ	2			
特別演習Ⅱ	2			
特別演習Ⅲ	2			
特別演習Ⅳ	2			
計	8	90		

(4) 人間生活科学研究科 人間生活科学専攻 修士課程

専門分野	授業科目名	必修科目数 単位数	選択科目数 単位数	備考
基礎科目	人間発達学特論	2		
	健康生活科学特論	2		
保健学分野	学校保健学特論		2	
	養護実践学特論		2	
	保健衛生学特論		2	
	保健衛生学特論演習		2	
	人間健康加齢学特論		2	
	精神保健学特論		2	
	精神保健学特論演習		2	
	発達心理学特論		2	
	発達心理学特論演習		2	
	臨床心理学特論		2	
	臨床心理学特論演習		2	
	食育特論		2	
	家族関係学特論		2	
	児童発達教育学分野	発達教育学特論Ⅰ		2
発達教育学特論Ⅱ			2	
幼児教育学特論			2	
幼年期総合研究演習			2	
幼児と人間関係特論演習			2	
子どもと環境特論演習			2	
子どもと絵本特論演習			2	
幼児の健康と運動特論演習			2	
子どもと表現特論演習			2	
特別支援教育学特論			2	
学校カウンセリング特論			2	
教育情報処理特論			2	
教育情報処理特論演習			2	
国語教育学特論			2	
算数教育学特論			2	
生活科教育学特論			2	
社会科教育学特論			2	
理科教育学特論			2	
教育実践研究特論			2	
現代教育課題研究特論			2	
芸術表現教育特論		2		
健康生活科学分野	デザイン表現特論		2	
	デザイン表現特論演習		2	
	イラストレーション特論		2	
	デジタルデザイン特論		2	
	ファインアート特論		2	
	栄養教育特論		2	
	健康栄養学特論Ⅰ		2	
	健康栄養学特論Ⅱ		2	
	健康栄養学特論Ⅲ		2	
	健康栄養学特論Ⅳ		2	
	健康栄養学特論演習		2	
	食品安全管理特論		2	
	食品安全管理特論演習		2	
	臨床栄養学特論		2	
	実践給食経営管理学		2	
	スポーツ栄養学実践特論Ⅰ		2	
	スポーツ栄養学実践特論Ⅱ		2	
	健康栄養情報学特論Ⅰ		2	
	健康栄養情報学特論演習Ⅰ		2	
	健康栄養情報学特論Ⅱ		2	
健康栄養情報学特論演習Ⅱ		2		
特別研究Ⅰ	2			

特別研究Ⅱ	2		
特別研究Ⅲ	2		
特別研究Ⅳ	2		
計	12	110	

(5) 看護学研究科 看護学専攻 修士課程

専門分野	授業科目名	必修科目数 単位数	選択科目数 単位数	備考
共通科目	看護ヘルスアセスメント		2	
	身体機能・病態学		2	
	看護研究方法論	2		
	地域のヘルスサイエンス		2	
	看護理論		2	
	看護倫理		2	
	看護教育論		2	
	看護情報論		2	
生活支援看護分野	地域看護学特論		* 2	
	地域看護学演習Ⅰ		* 2	
	地域看護学演習Ⅱ		* 2	
	地域看護学演習Ⅲ		2	
	高齢者看護学特論		* 2	
	高齢者看護学演習Ⅰ		* 2	
	高齢者看護学演習Ⅱ		* 2	
	高齢者看護学演習Ⅲ		2	
臨床看護実践開発分野	成人看護学特論		* 2	
	成人看護学演習Ⅰ		* 2	
	成人看護学演習Ⅱ		* 2	
	成人看護学演習Ⅲ		2	
	精神看護学特論		* 2	
	精神看護学演習Ⅰ		* 2	
	精神看護学演習Ⅱ		* 2	
	精神看護学演習Ⅲ		2	
	小児看護学特論		* 2	
	小児看護学演習Ⅰ		* 2	
	小児看護学演習Ⅱ		* 2	
	小児看護学演習Ⅲ		2	
	母性看護学特論		* 2	
	母性看護学演習Ⅰ		* 2	
	母性看護学演習Ⅱ		* 2	
	母性看護学演習Ⅲ		2	
	看護管理学特論		* 2	
	看護管理学演習Ⅰ		* 2	
	看護管理学演習Ⅱ		* 2	
	看護管理学演習Ⅲ		2	

専門分野	授業科目名	必修科目数 単位数	選択科目数 単位数	備考
助産学分野	助産学特論Ⅰ		* 2	
	助産学特論Ⅱ		※ 2	
	助産学特論Ⅲ		※ 1	
	助産学特論Ⅳ		※ 2	
	助産学特論Ⅴ		※ 1	
	助産学特論Ⅵ		※ 1	
	助産学特論Ⅶ		※ 2	
	助産学演習Ⅰ		* 2	
	助産学演習Ⅱ		* 1	
	助産学演習Ⅲ		* 2	
	助産学演習Ⅳ		* 1	
	助産学実践演習Ⅰ		※ 2	
	助産学実践演習Ⅱ		※ 1	
	助産学実践演習Ⅲ		※ 1	
	助産学実践演習Ⅳ		※ 2	
	助産学実践演習Ⅴ		※ 1	
	助産学実践演習Ⅵ		※ 1	
	助産学実践演習Ⅶ		※ 1	
	助産学実習Ⅰ		※ 1	
	助産学実習Ⅱ		※ 1	
	助産学実習Ⅲ		※ 1	
	助産学実習Ⅳ		※ 7	
	助産学実習Ⅴ		※ 2	
助産学実習Ⅵ		※ 1		
	特別研究Ⅰ	2		
	特別研究Ⅱ	2		
	特別研究Ⅲ	2		
	特別研究Ⅳ	4		
	計	12	109	

備考 1 *印の科目については、専攻する分野のいずれかの領域のものを必修とする。
2 助産師国家試験を受けようとする者は、※印の選択科目を必修とする。

別表第Ⅱ 授業科目及び単位数

経営情報学研究科 経営情報学専攻 博士（後期）課程

専門分野	授業科目名	必修科目 単位数	選択科目 単位数	備考
経営学分野	経営学特別研究		2	
	経営管理特別研究		2	
	経営戦略特別研究		2	
	財務管理特別研究		2	
	マーケティング特別研究		2	
	租税特別研究		2	
	地域経営特別研究		2	
	国際経営特別研究		2	
	会計学特別研究		2	
	地方自治特別研究		2	
	経済学特別研究		2	
経営情報学分野	経営情報システム特別研究		2	
	金融工学特別研究		2	
	応用情報特別研究		2	
	データサイエンス特別研究		2	
	情報通信特別研究		2	
	コンピュータシミュレーション特別研究		2	
	データベース特別研究		2	
	都市計画特別研究		2	
計			38	

別表第Ⅲ 検定料、入学料、授業料、その他の費用

費目	金額	備考
検定料	30,000 円	
入学料	200,000 円	
授業料	540,000 円	年額とする。

- 備考
- 1 研究科の特殊事情により、教育研究に必要な特別費を徴収することがある。
 - 2 在学中の授業料及びその他の費用については、スライド制を適用し、毎年度の額を定める。
 - 3 長期履修学生に係る授業料については、この表の規定にかかわらず、別に定める。